

## 警察職員の公務災害補償に関する条例

昭和 29 年 7 月 1 日

長崎県条例第 34 号

警察職員の公務災害補償に関する条例をここに公布する。

### 警察職員の公務災害補償に関する条例

第 1 条 この条例は、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 56 条第 2 項の規定に基き、警察職員(船員法(昭和 22 年法律第 100 号)第 1 条に規定する者及び未帰還者留守家族等援護法(昭和 28 年法律第 161 号)第 2 条に規定する未帰還者を除く。以下「職員」という。)の公務上の災害に対する補償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の補償については、労働基準法(昭和 22 年法律第 46 号)の規定による外、この条例の定めるところによる。

第 2 条 労働基準法第 8 章に規定する平均賃金の計算については、警察官にあっては国家公務員である警察官の例による。

第 3 条 職員が公務上負傷し又は疾病にかかり労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)別表第 1 に定める程度の身体傷害が存する場合においては、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

第 4 条 この条例に基く手続その他必要な事項は人事委員会が定める。

### 附 則

この条例は、昭和 29 年 7 月 1 日から施行する。